

京都美術工芸大学

平成 30 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 31 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

京都美術工芸大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、美術工芸に係る教育・研究により、我が国の伝統の継承と文化の創造を担う専門職業人を育成して、国家・社会の発展に貢献することなどと、簡潔に文章化されている。また、専門職業人育成のために「社会人基礎力」「学士力」及び「職業実践力」の三つの力を育成することが、学生便覧やホームページなどを通して、大学の個性・特色として明示されている。

使命・目的及び教育目的は、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させるとともに、役員、教職員で共有化が図られている。

「基準2. 学生」について

学生の受入れは、教育目的を踏まえて、アドミッション・ポリシーが設定され、各種の特色ある入学者選抜が行われている。美術工芸学科では入学定員を充足していないが、大学全体として概ね収容定員を確保している。学修支援は、大学の指導方針に従い、教職協働により全学生との面談を実施し、必要な支援に努めている。キャリア支援は、初年次から一貫して、キャリアサポートセンターを中心に、キャリア開発や資格取得について、各種の支援プログラムが企画・運営されている。学生サービスに関する諸問題については、教学委員会学生部会が対応して、大学独自の経済的支援をはじめ各種の学生支援が実施されている。校地・校舎は、二つのキャンパスに分かれているが、通常授業の多くが行われる東山キャンパスでは、授業形態や受講学生数に応じて、適切なクラスサイズで授業運営がなされるように講義室・演習室等が整備されている。学修支援や授業改善に関する学生の意見や要望は、全学生を対象とした学生面談や授業アンケートなどで把握して、次年度に向けた教育内容の改善に活用されている。

○専門職業人の養成という教育目的に沿って、きめ細かいキャリア支援が体系的に行われており、在学中の二級建築士資格の取得などに成果を挙げている点は評価できる。

○閉校となった由緒ある小学校施設をリノベーションした東山キャンパスは、地域環境との調和に優れ、また、常時質の高い作品群を間近に鑑賞できるギャラリーや能動的学修スペースを複数有しており、美術工芸分野と建築分野の学修環境として優れている点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的ののっとり、大学全体でディプロマ・ポリシーを定め、これを踏まえて単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を明示している。教育課程はカリキュラム・ポリシーを踏まえて教養教育、専門教育及びその他の科目を、職業実践的な内容を盛込んで体系的に編成し、講義、演習、実習等の授業形態を組合せて実施している。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の仕組みが、GPA(Grade Point Average)を活用した学生の学修意欲の把握、シラバスの検証、授業アンケートの集計結果の教員へのフィードバックなどの方法によって、整備を進められている。また、卒業生を介した企業へのヒアリングを実施し、教育内容・方法の改善に役立てている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長を中心とした教学マネジメントの確立のため、大学の諸規則等は概ね整備されているが、学長が定めて教授会の意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要事項については、内部規則が未整備である。学長を補佐する体制は、大学管理運営関係を担当する副学長及び教育研究関係を担当する副学長を配置して、学長の適切なリーダーシップが発揮できる体制を確立しており、教学マネジメントは機能している。教員の採用・昇任については、採用・昇任に関する方針及び規則等が整備されている。教育内容・方法等の改善・開発のため、FD(Faculty Development)推進委員会等が機能しているほか、教員評価が丁寧に行われている。教職員の資質・能力向上を目指して、SD(Staff Development)・FD 合同研修会の開催や外部研修への参加が行われている。研究支援については、大学の「個人研究費規程」に基づいて実施され、また、外部資金については「公的研究の運営・管理規程」等の規則を整備して、適切な管理運営に努めている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為を中心に、経営に必要な規則等が整備されている。大学は「大学運営会議」が毎年度策定し、理事会の承認を得た「大学運営方針」に基づき運営されている。理事会は寄附行為に基づき運営され、理事の出席状況は良好である。常任理事会が設けられ、日々の経営問題について適切に意思決定が行われている。理事の選任は寄附行為に基づき行われ、理事会の決定事項は、議事録を監事や法人役職者に回覧することで、法人全体として共有化に努めている。法人と大学との意思疎通及び連携は、常任理事会等を通じて円滑である。

大学単独の財務状態については、基本金組入前当年度収支差額において支出超過が続いているが、近年は改善傾向にある。法人全体について、内部留保資産比率は近年において全国平均を下回ってはいるが、基本金組入前当年度収支差額において過去 5 か年收入超過が続いており、借入金もないことから財務状態は健全である。会計処理は学校法人会計基準に基づき、「経理規程」等を定めて行われており、監査結果も適正である。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証のための恒常的な組織とその責任を担保する仕組みは、「自己点検・評価委員会」を中心に概ね整備され、法人、教授会、大学運営会議、各種委員会、更には事務セン

ターなどの間で相互に連携が図られている。内部質保証のための自己点検・評価は、「自己点検・評価委員会規程」及び「自己点検・評価実施要項」に基づき、大学設置後、自主的・自律的に毎年実施され、自己点検・評価報告書を公表するとともに、大学内で共有化に努めている。

総じて、大学の教育は、その使命・目的及び教育目的に沿い、三つのポリシーに基づき、専門職業人の育成に向けて、教育内容や教育方法において、さまざまな創意工夫を展開して、成果を挙げつつある。キャリア支援の態勢は手厚い。経営・管理は適切に行われ、法人と大学との意思疎通と連携は保たれ、一体となって運営されている。財務では収支の健全化に努めている。自己点検・評価を軸とする内部質保証のための組織と責任体制は、概ね整えられている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献／地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1. 在学中の建築士等資格取得
2. 清水寺作品展

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、美術工芸に係る教育・研究により、我が国の伝統の継承と文化の創造を担う専門職業人を育成して、国家・社会の発展に貢献することなどと、簡潔に文章化されている。また、専門職業人育成のために「社会人基礎力」「学士力」及び「職業実践力」の三つの力を育成することが、学生便覧やホームページ等を通して、大学の個性・特色として明示されている。学則上、学科ごとに教育目的を定めていない点につ

いて課題があるものの、教育目的をもととした年度の教育計画を設定し、変化に対応して、教育目的等の見直しを進めているところから、今後に期待できる。

〈参考意見〉

○学科ごとに人材養成に関する目的やその他の教育上の目的を学則などに定めることが望まれる。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、役員には理事会、評議員会等における教育事業の説明において、教員には教授会等で、職員には朝礼等において、それぞれ共有化を図り支持と理解が得られるように努めている。学生に対しては、学生便覧や式典における理事長及び学長の挨拶等で、学外に対してはホームページ等で周知を図っている。大学の使命や教育目的を反映させた中長期計画が作成されていないことには課題はあるが、大学運営会議において学部や大学院の新設、教職課程の設置について検討している。

使命・目的等は三つのポリシーにも反映させており、教育研究組織についても、教育目的に照らして適正に組織されている。

〈参考意見〉

○大学の使命や教育目的を反映させた中長期計画を作成することが望まれる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、工芸学部としてのアドミッション・ポリシーは設定されており、「入学試験要項&入試ガイド」やホームページにおいて周知されている。入試委員会のもとで各種の特色ある入学者の選抜が行われており、一般入試問題の作成や管理についても、入試委員会の下部組織である入試問題作成部会の専任教員によって組織的に行われている。

入学定員及び収容定員に沿って概ね適切な学生の受入れ数を確保してきている。美術工芸学科においては、平成 30(2018)年度は入学辞退者数が多かったこともあり、入学定員を充足していないが、辞退者数低減のための改善を図りつつある。

〈参考意見〉

- 伝統工芸学科を美術工芸学科と建築学科の 2 学科に改組し、定員増を行ったが、美術工芸学科の平成 30(2018)年度の入学定員充足率は 0.5 倍未満であったため、今後入学定員充足のための方策を展開することを期待したい。
- 工芸学部は、美術工芸学科と建築学科の二つの学科を有しており、教育内容も異なることから、学科ごとのアドミッション・ポリシーの策定が望まれる。

2-2 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教学委員会や FD 推進委員会による学生支援・指導方針に従い教職協働により、ガイダンス・履修指導・学生面談を行うなどの学修支援に努めている。オフィスアワーを設けており、また、各学年次のコース・分野ごとに担任や副担任を置き学生との面談指導記録を作成して教職員間で情報共有を図るなど、クラスアドバイザー制度を設けて学修支援に当たっている。個々の学生の学修実態把握や休学や退学防止について教職員が連携して取組んでいる。また、コンピュータ系授業を補佐するため、4 年生を SA(Student Assistant)として採用している。

2-3 キャリア支援

- 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリアサポートセンターが学生のキャリア支援の窓口となって、インターンシップを含めた「キャリア開発プログラム」を企画運営し、初年次から一貫した支援を行っている。資格取得に関しては「キャリアサポートプログラム」を設け、学生の資格取得を支援している。教育課程として、キャリア形成科目によるキャリア教育を展開し、入学時から職業観や勤労観を培い、卒業後に社会人として自立できる資質・能力を形成するための支援体制を整備している。

系列校である京都建築大学校の建築科二部での単位取得（W スクール講座）によって、在学中に二級建築士試験の受験資格の取得を可能にするなど、同一法人内の教育機関と連携したキャリア支援体制を整備している。

〈優れた点〉

○専門職業人の養成という教育目的に沿って、きめ細かいキャリア支援が体系的に行われており、在学中の二級建築士資格の取得などに成果を挙げている点は評価できる。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

教学委員会のもとに、学生の厚生補導に関する基本事項及び学生生活の諸問題に関する事項を審議するための教学委員会学生部会を設けている。事務組織としては大学事務センターにおいて各種の学生支援の対応をしている。

学生に対する大学独自の経済的支援として、各種の奨学金制度を設けている。「キャリアサポート建築士支援奨学金」については、授業料免除の採用実績が数多くある。

学生の課外活動として、サークルやクラブ、学生自治会、学園祭実行委員会等があり、各種の活動支援を行っている。

校内に医務室を置き、非常勤の看護師及びカウンセラーが医務に関わる業務や相談業務を担っている。

〈参考意見〉

○今後、在籍学生数の増加が見込まれることから、学生の健康管理や心的支援に関わる人員配置の見直し、医務室や相談室の拡充など、支援体制の充実が望まれる。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎は、京都市中心地に近い東山キャンパスと、京都府南丹市に位置する園部キャンパスの二つに分かれており、通常授業の多くが行われる東山キャンパスでは、授業形態や受講学生数に応じて、適切なクラスサイズで授業運営がなされるように講義室や演習室及び実習室が整備されている。園部キャンパスは夏期休暇中の二級建築士対策講座や園部演習林保全の社会活動等で利用されている。今後、在籍学生数の増加が見込まれることから、通常授業での園部キャンパスの活用が検討されており、また、東山キャンパスの増床を伴う一部建て替えが計画されている。東山キャンパスの北館・東館は昭和 38(1963)年竣工の小学校校舎を改築した校舎であるが、平成 29(2017)年に耐震補強対策が講じられている。

図書貸出サービスについては、東山キャンパスの図書室（分館）の利用に加えて、園部キャンパス図書館本館の蔵書の取寄せ貸出しにも対応している。

〈優れた点〉

○閉校となった由緒ある小学校施設をリノベーションした東山キャンパスは、地域環境との調和に優れ、また、常時質の高い作品群を間近に鑑賞できるギャラリーや能動的学修スペースを複数有しており、美術工芸分野と建築分野の学修環境として優れている点は評価できる。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援や授業改善に関する学生の意見や要望については、全学生を対象とした学生面談や学生授業アンケートなどで把握している。年 2 回実施している学生授業アンケートの結果はグラフ化して学内に掲示している。また、アンケート結果を踏まえた「授業評価に対する教員回答報告書」を作成し、次年度に向けた教育内容の改善に役立てている。

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活及び大学の施設設備面への要望等の把握については、学生面談を通して把握することを可能にしている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的ののっとり、大学全体でディプロマ・ポリシーを定め、学生便覧、大学案内、ホームページ等で周知している。これを踏まえ単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を策定し厳正に適用しており、学生には入学時のガイダンスにおいて具体的な履修モデルの説明を通して周知している。また、個別の学修状況を確認する資料として GPA を活用して学生の学修意欲を把握し、教職員協働のきめ細かな学年面談を通じて指導している。

〈参考意見〉

○工芸学部は、美術工芸学科と建築学科の二つの学科を有しており教育内容も異なることから、学科ごとのディプロマ・ポリシーの策定が望まれる。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及びディプロマ・ポリシーに沿って、カリキュラム・ポリシーが策定されており、一貫性も確保されている。また、学生便覧、大学案内、ホームページ等で周知している。教育課程はカリキュラム・ポリシーを踏まえて教養教育、専門教育及びその他の科目を職業実践的な内容を盛り込んで体系的に編成し、講義、演習、実習等の授業形態を組合せ

て実施している。また、学生に対しては履修モデルを示してカリキュラム・ポリシーの周知に努めている。

授業方法の工夫として、美術工芸学科では閉校した由緒ある小学校の教室を制作室に転用し、学年を追うごとに教員一人につき数人の学生を指導する少人数教育が実践されている。建築学科においても鴨川沿いの新校舎をギャラリーとしても活用し、課題ごとに全学生の作品を廊下展示するなど、ものづくりの環境を整えている。

〈参考意見〉

- 1 年間の履修登録単位数の上限を 50 単位以下と設定しているが、履修登録できる単位数の上限の見直しが望まれる。
- 工芸学部は、美術工芸学科と建築学科の二つの学科を有しており教育内容も異なることから、学科ごとのカリキュラム・ポリシーの策定が望まれる。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学部全体の三つのポリシーのうちアドミッション・ポリシーについては入試区分ごとに GPA 等の学修成果を把握する一方で、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーをベースとして組み立てられた履修モデルをもとにシラバスを作成しつつ、シラバスを検証する体制の整備に努めている。

また、授業アンケートの集計結果を担当教員へフィードバックして学修指導の改善策を求めると同時に、三つのポリシーを総合的に点検・評価するために卒業生を介した企業へのヒアリングを実施し、教育内容・方法の改善に役立てている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を概ね満たしている。

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を概ね満たしている。

〈理由〉

改正学校教育法の趣旨である学長を中心とした教学マネジメントの確立のため、大学の諸規則等は概ね整備されている。「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」が未整備であり改善を求められるが、学長を補佐する体制は大学管理運営関係を担当する副学長及び教育研究関係を担当する副学長 2 人が配置されており、学長の適切なリーダーシップを発揮する体制は確立されている。

学長、大学運営会議及び教授会において、それぞれの職務及び責任が明確であり、教学マネジメントは機能している。また、教学マネジメントを支える職員も適切に配置されている。

〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条 2 項三に定められている「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」を整備するよう改善を要する。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇任に関する方針及び規則等は整備されている。平成 30(2018)年度の収容定員が 400 人から平成 33(2021)年度までに 1,020 人に増加する認可を受け、学年進行に伴い、設置基準上必要な専任教員数が増加することに対応し、1 年前倒しで教員の補充を図っている。

FD などの教育内容・方法等の改善・開発については、学生による授業評価を活用しながら「FD 推進委員会」及び「自己点検・評価委員会」が合同で実施し、教員評価を丁寧に行い、教育内容・方法等の改善に努めている。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の能力開発について、学内においては「大学改革が求められる背景について」「教職協働の推進について等」「高大連携、認証評価について等」のテーマに基づいてSD・FD合同研修会を行っている。

また、学内主要会議及び委員会において職員が積極的に参画するなど、教職協働を基本とした教職員の資質・能力向上を目指しており、能力開発計画及び規則の見直しに加えて外部研修の機会を増やすなど、更なる能力開発の充実を図っている。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、教員ごとの研究スペースがあり、図書館における研究関連資料も整えられている。個人研究については個人研究計画書において申請を行い、「個人研究費規程」に基づいて決定、配分されている。研究活動のための外部資金については科学研究費助成事業の実績や、一般財団法人デジタル文化創出機構からの受託研究がある。

公的研究費の管理については「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえてコンプライアンス推進責任者を置き、内部監査も適宜行われている。また、「公的研究の運営・管理規程」等の規則も整備されており、厳正に運用されている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為を中心に、経営に必要な規則等も整備されており、規律ある経営に努めている。大学は大学運営会議が毎年度策定し、理事会の承認を得ている「大学運営方針」に基づき運営することで、使命・目的の実現に向けて努力している。教育情報の公表項目及び財務情報についてはホームページで公開されている。

公益通報、ハラスメント、危機管理などに関する規則も整備されている。また、平成29(2017)年度に園部キャンパスから現在の東山キャンパスに大学が移転後、早急に準備を整え防災訓練を実施した。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は寄附行為に基づき適切に運営され、理事の出席状況に問題はない。日々の学内の経営問題については常任理事会が適切に意思決定を行っている。また、法人の決定事項を遅滞なく伝達する体制として、園部キャンパス及び東山キャンパスにおいて、それぞれ調整会議を月3回開催している。

理事の選任は寄附行為に基づき適切に行われており、理事会の決定事項は、その議事録が監事をはじめ法人役職者に回覧され、また、調整会議を通して、法人全体として共有化に努めている。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

常任理事会及び大学運営会議が設置され、それぞれの構成員が重複しているため、法人と大学との円滑な意思疎通及び連携は機能している。理事長のリーダーシップを発揮するため、法人事務局と大学事務局との連携、日程調整、報告のみならず教職員からの提案のくみ上げも調整会議を通して行っている。また、教員に対し理事長などにより「教員個別面談」を年2回行い、事務職員には法人事務局長などにより「個別面談」を適時実施している。

大学から独立した内部監査室があり、定期的に監査を実施している。監事も寄附行為に基づき選任されている。評議員の選任も同様であり、評議員会の運営も寄附行為に基づき適切に運営されている。

5-4 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

大学単独の財務状態については、改組後完成年度を4年後とした状態であり、基本金組入前当年度収支差額において支出超過が続いているが、近年は改善傾向にある。中長期財務計画は平成38(2026)年度を最終年度とする計画が組まれており、定員増を行ったことによる収支改善が見込まれている。

法人全体について、内部留保資産比率は平成29(2017)年度において全国平均を下回ってはいるが、法人全体では基本金組入前当年度収支差額において過去5か年間収入超過が続いており、借入金もないことから財務状態は健全であるといえる。

5-5 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は学校法人会計基準に基づき、「経理規程」「経理規程施行細則」等を定め適正に実施されている。また、日々の会計処理においては、常に担当部課全体で情報を共有し、適宜監査法人や税理士法人に相談するなど、適正な会計処理を行っている。

監査法人の監査は年間15回実施している。監事の財務監査についても適正に行われており、公認会計士及び内部監査室と情報共有するなどの監査機能の向上を図っている。

基準6. 内部質保証

【評価】

基準6 を満たしている。

6-1 内部質保証の組織体制

- 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための恒常的な組織は、自己点検・評価委員会を中心に整備され、法人、教授会、大学運営会議、各種委員会、更には事務センターなどと相互に連携が図られる仕組みとなっている。自己点検・評価委員会は、学長を責任者に、学部長と学科長を副委員長にして、副学長、図書館長、事務局長などで構成するほか、教学委員会及びキャリアセンター長も加えて、内部質保証の責任を担保する体制の確立に努めている。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自己点検・評価は、「自己点検・評価委員会規程」及び「自己点検・評価実施要項」に基づき、平成 26(2014)年度から自主的・自律的に毎年実施され、自己点検・評価報告書をホームページ上で公表するとともに、教授会等で報告するなど教職員間の共有化に努めている。同報告書は、専務理事が責任者となる IR 機能を担当する法人事務局によって収集・分析された調査・データや自己点検・評価委員会が収集したエビデンスを活用して、部門ごとの委員会で作成された後に、自己点検・評価委員会で全体を取りまとめて作成されている。

6-3 内部質保証の機能性

- 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、三つのポリシーを起点とした内部質保証に向けて、各年度の事業計画と達成状況を、自己点検・評価などの検証結果や学生からの改善要望、各アンケート等を踏まえて、学生募集、取得可能な資格や授業の充実、就職・進学、収容定員増に対応した施設の充実などの教学に関わる事項について、理事会に必要な提案を行うなど、教育の改善・向上を図るように努めている。さらに、設置計画履行状況等調査の結果も活用して、「定年規程」を見直すなど教員組織編制の構想を検討して、大学運営の改善・向上に役立てており、全体として概ね PDCA サイクルの仕組みが働いている。また、全教職員を対象とした研修会を通じて、学内で PDCA サイクルの共通理解が得られるように努めている。

〈参考意見〉

○三つのポリシーを起点とする内部質保証のため、学修成果を評価する方針（アセスメント・ポリシー）を定めることが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献／地域貢献

A-1 大学が有する物的・人的資源による地域社会への貢献

A-1-① 工芸・デザイン領域の振興

A-1-② 文化財の保存・活用による社会／地域貢献

A-2-③ 建築デザイン・伝統建築領域の産業振興

A-2-④ 地域社会への貢献と連携

【概評】

歴史と伝統に育まれた京都東山の地の利を生かし、物的・人的資源による地域社会への貢献を実践している。当該キャンパスは、鴨川沿いのギャラリーを兼ねる新校舎と、明治2(1869)年設立の日本初の小学校を保存改修した旧校舎で構成され、この新旧校舎で囲まれた、地域住民の愛着心が非常に強い中庭を積極的に地域に開放し、地域でのプロジェクトやイベントに貢献している。

工芸・デザイン領域の振興に関して、学生が各種の産業連携プロジェクトに参加することにより、さまざまな社会貢献をしている。文化財の保存・活用に関しては、美術工芸学科文化財情報コースの演習授業の一環として、学生が仏像の現状調査と保存修理を行うほか、さまざまな面で文化遺産の継承や地域の文化発信に貢献している。

建築デザイン・伝統建築領域の学生についても、ものづくりやデザイン、文化財を学ぶとともに、フィールドワークを通じて、即戦力となって伝統建築領域の産業振興に寄与する人材が輩出している。

大学による地域の文化行政、文化イベントへの積極的な協賛・協力は、社会への貢献と地域の活性化に寄与するとともに、生きた学生教育の一環でもある。また、伝統産業の後継者育成に貢献しており、大学の教育目的にも合致した取組みとして、今後も更なる貢献が期待される。

大学の挙げた特記事項 （自己点検評価書から転載）

1. 在学中の建築士等資格取得

本学は、就職支援（キャリアサポート）の一環として、在学中に国家資格である二級建築士ならびに木造建築士の資格取得をサポートしている。一般的には、これら建築士の受験は、建築系の大学あるいは専門学校において卒業（国土交通省の定める科目を履修）することにより可能となる。本学は、グループ校の「京都建築大学校」の二部（夜間）を併修することにより、在学中の3年次において二級建築士ならびに木造建築士の受験を可能にしている。

二級建築士合格者は、平成27年度5名、28年度8名、平成29年度18名と経年的に増加している。また木造建築士は、平成29年度からサポートを開始し11名の合格者を輩出している。さらに、建築士の資格と関係の深いインテリアプランナーも平成29年度からサポートを開始し1名の合格者を得た。これらの資格取得に必要な学費は、奨学金として支給しており、就職活動の支援として機能している。



2. 清水寺作品展

清水寺に室町期から伝わる大黒天像「出世大黒」の修復をグループ校である京都伝統工芸大学校が行ったことがきっかけとなり、修復記念日「大黒天の日」である5月6日に合わせて清水寺経堂での学生作品展開催という特別なお計らいをいただき、今年第10回目を迎えた。本学も2年前から協賛しており、卒業制作等の出展を行っている。歴史遺産を舞台にした作品展は学生たちの刺激となっている。平成30年の開催は4月28日（土）から5月5日（土）。来場者は、延べ10,000人を超えた。



